

【問】 2003 年 学習院大学 法

次の文章を読み、〔 〕内で適当と判断する語句を選び、その符号を解答欄にマークしなさい。

江戸幕府の基本法令といえば、1615 年に豊臣氏を滅ぼした直後に出された武家諸法度と禁中並公家諸法度である。

武家諸法度は7月7日の七夕の日に(1)〔イ 江戸城 ロ 大坂城 ハ 名護屋城 ニ 伏見城〕に集まった諸大名に読み聞かせるかたちで発布された。読んだのは起草した(2)〔イ 金地院崇伝 ロ 南光坊天海 ハ 林羅山 ニ 本多正信〕である。文体は漢文で、「文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事」をはじめとして、法度違反者の隠匿禁止、反逆・殺害人の追放、城郭の新築と無断修築の禁止、私婚の禁止、(3)〔イ 家老 ロ 国主 ハ 将軍 ニ 天皇〕は政務にすぐれたものをえらぶべきことなど(4)〔イ 13 ロ 17 ハ 19 ニ 21〕カ条からなり、各条文に注釈が付されていた。

それから10日後の7月17日、徳川家康・秀忠は(5)〔イ 江戸城 ロ 大坂城 ハ 二条城 ニ 御所〕に公家衆を集め、禁中並公家諸法度(6)〔イ 13 ロ 17 ハ 19 ニ 21〕カ条を伝えた。「天子諸芸能の事、第一(7)〔イ 御学問 ロ 政務 ハ 有職故実 ニ 和歌〕也」に始まり、親王と大臣との座位や武家の官位を公家の官位の定員と関係なく授けられるようにすることや、僧侶への紫衣・上人号勅許の制限などが定められた。これには家康・秀忠と前関白(8)〔イ 勧修寺光豊 ロ 中院通村 ハ 二条昭実 ニ 広橋兼勝〕が連署した。

幕府は法度違反に対しては厳しい態度で臨んだ。武家諸法度に違反して処罰されたのは、福島正則である。正則は領国の(9)〔イ 安芸 ロ 周防 ハ 備中 ニ 備後〕国の広島城を幕府に無断で修築したのを咎められて、1619年に改易処分となった。

禁中並公家諸法度違反で朝幕間を揺るがす大事件に発展したのは1627年に起きたいわゆる紫衣事件である。これは禁中並公家諸法度などで定められた僧侶への紫衣・上人号の勅許が乱発されているとして、1615年以降の勅許を無効とし、これに抗議した(10)〔イ 浄土 ロ 曹洞 ハ 天台 ニ 臨済〕宗の(11)〔イ 興福寺 ロ 大徳寺 ハ 本願寺 ニ 妙心寺〕の僧沢庵宗彭・玉室宗珀、(12)〔イ 興福寺 ロ 大徳寺 ハ 本願寺 ニ 妙心寺〕の僧東源慧等・単伝士印を流罪にした事件である。これは幕府の法度が天皇の権限に優越することを示したものといえる。こうした幕府の圧迫に対して(13)〔イ 後光明天皇 ロ 後水尾天皇 ハ 後陽成天皇 ニ 明正天皇〕はたびたび譲位の意向を示して抵抗したが、1629年11月、(14)〔イ 織田信長 ロ 徳川家康 ハ 徳川秀忠 ニ 豊臣秀吉〕の孫にあたる女一宮興子内親王、すなわち(15)〔イ 後光明天皇 ロ 後桜町天皇 ハ 桜町天皇 ニ 明正天皇〕ににわかに譲位した。奈良時代以来859年ぶりの女帝である。なお流罪となった僧たちは1632年に許された。その後将軍家光の厚遇を得た沢庵は、(16)〔イ 寛永寺 ロ 護国寺 ハ 増上寺 ニ 東海寺〕の開山となり、同寺に住した。

禁中並公家諸法度の発布は一度限りであったが、武家諸法度の方は1629年に少し修正し、1635年に大改訂された。(17)〔イ 13 ロ 17 ハ 19 ニ 21〕カ条からなり、各箇条に付されていた注釈は削除されるか、本文に織り込まれた。江戸への参勤交代を制度化したのもこのときである。また私関・津留を禁止し、(18)〔イ 300石 ロ 500石 ハ 1000石 ニ 3000石〕以上の大船の建造も停止された。

この後武家諸法度は将軍の代替わり毎に発布された。4代将軍家綱のときにはその成人を待って発令され、キリシタンの禁止条項を盛り込んだ。5代将軍綱吉の代替わりには第1条を改め「文武忠孝を励し、礼儀を正すべきこと」とし、「弓馬の道」に変わる文治主義の考えを示した。また6代将軍家宣の代替わりには(19)〔イ 新井白石 ロ 荻生徂徠 ハ 林信篤 ニ 室鳩巢〕により、完全な和文に改められたが、8代将軍吉宗の代替わりのさい、(20)〔イ 家綱 ロ 家光 ハ 綱吉 ニ 秀忠〕の時代のものに戻された。以後は踏襲され、幕末に至った。

## 【解答】

- |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| (1) ニ  | (2) イ  | (3) イ  | (4) イ  | (5) ハ  |
| (6) ロ  | (7) イ  | (8) ハ  | (9) イ  | (10) ニ |
| (11) ロ | (12) ニ | (13) ロ | (14) ハ | (15) ニ |
| (16) ニ | (17) ハ | (18) ロ | (19) イ | (20) ハ |